

第184回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成29年2月20日（月）10:00～11:50
県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

渡邊会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、北澤委員、平田委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「(仮称) ドン・キホーテ那珂川店」に係る新設届出について
- (2) 「福岡プラザ」に係る新設届出について
- (3) 「(仮称) ドラッグストアモリ岡垣町吉木東店」に係る新設届出について
- (4) 「(仮称) エディオン久留米津福店」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「(仮称) ドン・キホーテ那珂川店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から3回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

なお、設置者に対し、届出事項を着実に実施するとともに、大規模小売店舗立地法の趣旨に則り、周辺地域的生活環境の保持について、今後とも地域住民の理解が得られるように努められるよう付帯意見を付すべきであると答申することとした。

また、生活道路の安全性確保の徹底と営業時間については、特に設置者側に遵守を依頼する事項として設置者へ直接口頭にて伝えるよう答申することとした。

- (2) 「福岡プラザ」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

なお、設置者に対し、店舗の駐車場の出入口については、駐車場法に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守するよう付帯意見を付すべきであると答申することとした。

- (3) 「(仮称) ドラッグストアモリ岡垣町吉木東店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (4) 「(仮称) エディオン久留米津福店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から市道のセットバックの工事、屋上駐車場のコンクリート壁の構造、屋上駐車場へ往

来する際の車輛走行音を軽減するための対策、騒音予測地点Aの選定理由、騒音予測地点Aの南側に立地する住居の騒音予測値、目隠し壁の構造、対面店舗との交通量の関係について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。